

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十九条の規定によって、出資法人の内
部統制に関する県の検査・指導・監督に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によつ
て、別冊のとおり公表する。

平成二十一年二月十六日

同	同	同	広島県監査委員
			山崎正博
			芝清
			高橋義則
同			加賀美和正